

鳥取県知事 様

所在地
申請者 事業者名
代表者

年度鳥取県特例子会社設立等助成事業認定申請書

本助成事業の認定を受けたいので、鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成27年10月27日付第201500073547号鳥取県商工労働部長通知）第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業者名
- 2 設立・設置場所
- 3 新たに雇用する障がい者数
- 4 添付書類
 - ア 特例子会社設立等助成事業実施計画書（様式第1号別紙1）
 - イ 事業収支予算書（様式第1号別紙2）
- 5 他の補助金の活用の有無

有・無	（有の場合は、補助金名、当該補助金に係る問い合わせ先等記載してください。）
-----	---------------------------------------

6 問合せ先

住 所			
所属・役職名		担当者名	
連絡先	電話： ファクシミリ： E-mail：		

鳥取県特例子会社設立等助成事業実施計画書

区 分	内 容				
1 事業期間	年 月 日		～	年 月 日	
	(事業開始予定日)			(事業完了予定日)	
2 事業概要					
3 障がい者 雇用計画					
	区 分	雇用計画（人）			
		事業開始	6か月後	1年6か月後	2年6か月後
新 規 雇 用 者	身体障がい者				
	重度身体障がい者				
	知的障がい者				
	重度知的障がい者				
	精神障がい者				
	小 計				
既 雇 用 者	身体障がい者				
	重度身体障がい者				
	知的障がい者				
	重度知的障がい者				
	精神障がい者				
	小 計				
	合 計				
	※非正規の雇用者は（ ）書でその内数を表記すること。				
4 備 考	特例子会社の設立の場合は、全従業員に占める障がい者雇用割合を記載すること。また、障がい者雇用のサポート人員体制について記載すること。				

事業収支予算書

1 支出

(単位：千円)

経費区分	費目	事業経費総額	事業開始日までの経費	事業開始日から6か月後までの経費	事業開始日の6か月後から1年6か月後までの経費	事業開始日の1年6か月後から2年6か月後までの経費
助成対象経費	建物建設費			/	/	/
	機器購入費					
	備品購入費					
	計					
助成対象外経費	人件費 (障がい者)					
	人件費 (障がい者以外)					
	計					
合計						

- (1) 特例子会社の設立又は企業内障がい者多数雇用施設の設置・運営に係る全費用を積算計上すること(障がい者の雇入れに係る施設・設備等の設置・整備の部分に限定しない。)
- (2) 助成対象経費には、見積書を添付すること。
- (3) 費目については、上記例示のように内容がわかる費目を記入すること。
- (4) 別途、資金計画書を添付すること。
- (5) 「助成対象経費」欄は、すべて消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

2 収入

(単位：千円)

収入区分	科目	事業収入総額	事業開始日までの収入	事業開始日から6か月後までの収入	事業開始日の6か月後から1年6か月後までの収入	事業開始日の1年6か月後から2年6か月後までの収入
助成対象経費に対応する収入	県助成金					
	計					
助成対象外経費に対応する収入						
	計					
合計						

(1) 支出に対応（充当）する収入を記載すること。

(2) 科目については、内容がわかる費目を記入すること。（例示：「自己資金」「借入金」「売上金」等）

年 月 日

様

鳥取県知事

年度鳥取県特例子会社設立等助成事業認定通知書

年 月 日付けで認定申請のあったこのことについては、下記のとおり助成事業の認定をしたので、鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成27年10月27日付第201500073547号鳥取県商工労働部長通知）第6条第3項の規定により通知します。

ただし、事業認定後において、認定の要件を欠いた場合は、交付決定を行いません。

また、本助成事業の認定内容に変更等が生じた場合は、速やかに知事に申請又は報告を行ってください。

記

1 対象事業

本助成対象事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 助成認定額等

本助成金の認定額等は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|---|---|
| (1) 認定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 新規障がい者雇用人数 | | 人 |
| (3) 助成認定額 | 金 | 円 |

内訳

〔	事業開始日から6ヵ月後	金	円	〕
	事業開始日から1年6ヵ月後	金	円	
	事業開始日から2年6ヵ月後	金	円	

3 事業開始（予定）日

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

事業者名

代表者

年度鳥取県特例子会社設立等助成事業辞退届

年 月 日付第 号で通知のあった事業認定を、下記の理由により辞退
したいので、鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成27年10月27日付第2015
00073547号鳥取県商工労働部長通知）第10条第1項の規定により届け出ます。

記

1 辞退の理由

（添付書類）事業認定通知書の写し

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

様

鳥取県知事

年度鳥取県特例子会社設立等助成事業認定取消通知書

年 月 日付で届出のあった事業認定の辞退について、鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成27年10月27日付第201500073547号鳥取県商工労働部長通知）第10条第2項の規定により、認定を取り消します。

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者

年度鳥取県特例子会社設立等助成事業認定変更申請書

年 月 日付第 号で通知のあった事業認定に係る助成事業について、下記のとおり変更したいので、鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成27年10月27日付第201500073547号鳥取県商工労働部長通知）第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

区分	変更前	変更後
認定基準額	円	円
新規障がい者雇用人数	人	人
助成認定額	円	円

3 事業期間

変更前	変更後
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付資料

様式第1号別紙1及び様式第1号別紙2を添付すること。

様

鳥取県知事

年度鳥取県特例子会社設立等助成事業変更認定通知書

年 月 日付けの申請書で変更申請のあったこのことについて、下記のとおり承認しましたので、鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成27年10月27日付第201500073547号鳥取県商工労働部長通知）第11条第3項の規定により、通知します。

記

1 変更認定内容

2 変更内容比較

区分	変更前	変更後

3 事業期間

変更前	変更後
年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者

年度鳥取県特例子会社設立等助成金交付申請書

このことについて、鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成27年10月27日付第201500073547号鳥取県商工労働部長通知）第12条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業者名
- 2 設立・設置場所
- 3 新たに雇用した障がい者数 人（ 年 月 日現在）
- 4 添付書類
 - (1) 特例子会社設立等助成事業実施報告書（様式第7号別紙1）
 - (2) 事業収支決算書（様式第7号別紙2）
 - (3) その他 要綱第12条第3項に掲げる書類
- 5 問合せ先

住 所			
所属・役職名		担当者名	
連絡先	電話： ファクシミリ： E-mail：		

鳥取県特例子会社設立等助成事業実施報告書

区 分	内 容					
1 事業期間	年 月 日		～	年 月 日		
	(事業開始日)			(事業完了予定日)		
2 事業概要						
3 障がい者 雇用実績	区 分		雇用実績 (人)			
			事業開始	6か月後	1年6か月後	2年6か月後
	新 規 雇 用 者	身体障がい者				
		重度身体障がい者				
		知的障がい者				
		重度知的障がい者				
		精神障がい者				
		小 計				
	既 雇 用 者	身体障がい者				
		重度身体障がい者				
		知的障がい者				
		重度知的障がい者				
		精神障がい者				
		小 計				
	合 計					
	※非正規の雇用者は () 書でその内数を表記すること。					
	4 備 考	特例子会社の設立の場合は、全従業員に占める障がい者雇用割合を記載すること。また、障がい者雇用のサポート人員体制について記載すること。				

事業収支決算書

1 支出

(単位：千円)

経費 区分	費 目	事業経費 総 額	事業開始日ま での経費	事業開始日か ら6か月後ま での経費	事業開始日の 6か月後から 1年6か月後 までの経費	事業開始日の 1年6か月後 から2年6か 月後までの経 費
助成対象 経 費	建 物 建 設 費			/	/	/
	機 器 購 入 費					
	備品購入費					
	計					
助成対象 外 経 費	人 件 費 (障がい者)					
	人 件 費 (障がい者以外)					
	計					
合 計						

- (1) 特例子会社の設立又は企業内障がい者多数雇用施設の設置・運営に係る全費用を積算計上すること（障がい者の雇入れに係る施設・設備等の設置・整備の部分に限定しない。）。
- (2) 助成対象経費には、領収書を添付すること。
- (3) 費目については、上記例示のように内容がわかる費目を記入すること。
- (4) 別途、資金計画書を添付すること。
- (5) 「助成対象経費」欄は、すべて消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

2 収入

(単位：千円)

収入区分	科目	事業収入 総額	事業開始日ま での収入	事業開始日か ら6か月後ま での収入	事業開始日の 6か月後から 1年6か月後 までの収入	事業開始日の1年6 か月後から2年6か 月後までの収入
助成対象 経費に 対応す る収入	県助成金					
	計					
助成対象 外経費 に 対応す る収入						
	計					
合計						

(1) 支出に対応(充当)する収入を記載すること。

(2) 科目については、内容がわかる費目を記入すること。(例示：「自己資金」「借入金」「売上金」等)

年 月 日

様

鳥取県知事

年度鳥取県特例子会社設立等助成金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県特例子会社設立等助成金（以下「本助成金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額等

本助成金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

なお、本助成金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

2 経費の配分

本助成金の助成対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。

3 関係規定の遵守

本助成金の收受及び使用、助成事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成27年10月27日付第201500073547号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。

なお、上記に違反した場合は、規則第21条の規定により本助成金を取り消すことがある。この場合において、規則第22条の規定により本助成金の返還を命ぜられた場合は、当該金額を返還しなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者

年度鳥取県特例子会社設立等助成金請求書

年 月 日付第 号で交付決定及び交付額の確定のあった助成金の交付を受けたいので、鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成27年10月27日付第201500073547号鳥取県商工労働部長通知）第13条第4項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 口座振込先等
金融機関名

口座名

口座種類

店番

口座番号

添付：振込先確認資料（通帳表紙裏見開きページのコピー等）

3 問合せ先

住所			
所属・役職名		担当者名	
連絡先	電話： ファクシミリ： E-mail：		

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者

年度鳥取県特例子会社設立等助成事業事故報告書

年 月 日付第 号で通知のあった事業認定に係る助成事業について、下記のとおり事故が発生したので、鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成27年10月27日付第201500073547号鳥取県商工労働部長通知）第15条の規定により報告します。

記

- 1 事故状況
- 2 事故の原因
- 3 事故に対する措置
- 4 助成事業の遂行及び完了見込み

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者

年度鳥取県特例子会社設立等助成事業企業状況報告書

年 月 日付第 号で通知のあった事業認定に係る助成事業について、鳥取県特例子会社設立等助成金交付要綱（平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日付第 2 0 1 5 0 0 0 7 3 5 4 7 号鳥取県商工労働部長通知）第 1 9 条の規定により報告します。

記

1 事業内容（箇条書で簡潔に記載）

2 障がい者雇用状況

3 決算報告

直近の損益計算書及び貸借対照表を添付すること。